

小児救急電話相談事業

平成22年8月

医政局指導課(新村和哉課長) [主担当]

1. 施策体系上の位置づけ

基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策大目標1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること

施策中目標1-1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること

施策小目標4 小児医療体制を整備すること

2. 事業の概要

(1) 実施主体

都道府県（委託を含む。）

(2) 概要

都道府県が主体となり、地域の小児科医等による夜間・休日の小児患者の保護者等向け電話相談体制の整備を行っている。当該整備に必要な経費について都道府県に対し補助を行う。

（電話相談は全国同一短縮番号（#8000）等により地域の小児科医等へ相談する。）

3. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性）

(1) 有効性の評価

当該事業については、平成22年7月より全都道府県において実施されるなど、都道府県に実施の必要性が認識されており、また、平成20年、平成21年の8月～11月の4ヶ月間の相談件数についても、全都道府県でそれぞれ85,223件、150,435件に達している（「小児救急電話相談の実施体制及び相談対応の充実に関する研究」（平成21年度厚生労働科学研究費補助事業））。このように小児救急電話相談の体制整備は着実に進展しているものと評価できる。

(2) 効率性の評価

当該事業の実施により、時間外の小児の軽症患者について、病院にかかることなく電話相談のみで対応できた事例も多く、また、費用についても、電話対応のための人件費、電話回線料等の事業に必要と思われる最低限の費用を投入することにより、病院勤務の小児科医の負担が軽減されていることから、効率的であると考えられる。

(3) 政策等への反映の方向性

小児救急電話相談については着実に整備が進み、平成22年7月より、全都道府県において実施されることとなったが、各都道府県ごとの電話相談対応の均一性及び質の確保を図る観点から、平成23年度予算概算要求において、小児救急電話相談対応者に対する研修経費を要求する。

(概算要求額：238百万円)

4. 評価指標等

アウトプット指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	電話相談事業実施都道府県数 (電話相談事業実施都道府県数/全都道府県)	26 都道府県	33 都道府県	43 都道府県	45 都道府県	46 都道府県
達成率		55.3%	70.2%	91.5%	95.7%	97.9%
【調査名・資料出所、備考等】 ・指標1については、医政局指導課調べによる。						

5. 特記事項

(1) 国会による決議等（総理答弁及び附帯決議等含む）の該当

① 有・無

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成18年6月13日参議院厚生労働委員会）において、小児救急電話相談事業の充実について努めるよう明記されている。

② 具体的記載

(2) 各種計画等政府決定等の該当

① 有・無

② 具体的記載

「新医師確保総合対策」（平成18年8月31日地域医療に関する関係省庁連絡会議）
「平成16年度より実施し、現在31都道府県で展開されている小児救急電話相談事業の更なる普及を図るため、①全ての都道府県で実施すること。②携帯電話においても短縮ダイヤル#8000が利用できるようにすること。③地域の実情に応じて深夜帯の電話相談体制を実施すること。を推進する。」